

認可地縁団体の 手引き

令和 8 年度版

名 張 市

地域環境部 協働のまちづくり推進室

住所 〒518-0492 名張市鴻之台 1 番町 1 番地
電話 0595-63-7484 FAX 0595-63-4677

— 目 次 —

1	地縁による団体の認可制度の手続き	1
2	地縁による団体の認可手続きフロー	6
3	申請等様式	9
4	区（自治会）規約（会則）【参考例】	15
5	議事録等作成要領	20
6	認可地縁団体に関するよくある質問	24
7	地方自治法（抜粋）	28

1. 法人格の取得

これまで、基礎的コミュニティ（区・自治会）等は法人格を取得できなかったことから、集会施設などの財産を所有している場合について、団体名義での不動産登記ができませんでした。そのため、不動産の登記名義を会長個人や役員の共有名義としなければならなかったことにより、当該名義人の死亡による相続問題や、当該名義人の債権者による不動産の差押え等の財産上の問題が生じることがありました。

こうした問題を解消するため、平成3年（1991年）に地方自治法の一部が改正され、基礎的コミュニティ等が法人格を取得し、団体名義での不動産登記等ができるようになりました。

また、名張市は基礎的コミュニティ等が法人化を検討される場合は、相談に応じ円滑に手続きが進むよう支援しています。

2. 認可の要件

地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」という。）が認可を受けるための要件として、次の4つの要件を満たすことが必要となります。

〈地方自治法第260条の2第2項〉

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること（1年以上の活動実績が必要です。）
- (2) その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること
 - ・構成員になれる人は、年齢、性別、国籍等に関係なく、その区域に住所を有する個人です。「世帯」を構成員にすることは、認められていません。
 - ・区域内にある法人等は、構成員になれませんが、賛助会員になることができます。
 - ・「相当数の者が現に構成員となっていること」とは、一般的には、その区域の住民の過半数が構成員となっている場合をいいます。
- (4) 規約を定めていること

3. 認可申請の事前準備

認可に必要な次の事項は、総会であらかじめ議決しておく必要があります。

- (1) 認可申請の決定について
- (2) 認可要件に沿う規約の決定について
- (3) 代表者の決定について
- (4) 構成員の確定について
- (5) 区域の確定について

※区域は住民のある所だけを指定するのではなく、区域全体を指定する必要があります。また、区域全体の境界線がはっきりしない場合や自治会等の名称だけでは判断できない場合があるときは、隣接自治会との覚書が必要になります。

4. 認可申請手続き

所定の認可申請書（別紙１）に、次の書類を添付し提出してください。

(1) 規約

規約には、次に掲げる事項が定められていなければなりません。

〈地方自治法第２６０条の２第３項〉

a) 目的

- ・活動内容をできる限り具体的に定めてください。
- ・活動の目的は、前記の「２認可の要件（１）」に掲げる目的に適合する内容である必要があります。

b) 名称

- ・これまで使用してきた自治会等の名称は使用できます。

c) 区域

- ・地縁活動の基盤となっている区域を表記してください。
- ・字名や地番などで表記してください。（「○地区全域」、「○町○番地から◇番地までの区域」などの表記）

d) 主たる事務所の所在地

- ・特に制限はありませんが、地縁団体の正式な住所になります。
- ・集会所の住所地や、「会長宅に置く」と定めることもできます。

e) 構成員の資格に関する事項

- ・「区域に住所を有する個人がすべて構成員となり得ること」及び「正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないこと」を必ず明記してください。
- ・加入及び脱退の手続きについても定めておいてください。

f) 代表者に関する事項

- ・代表者（１名）の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事務などを規定します。
- ・地方自治法第２６０条の５～１０の規定が適用されますのでご注意ください。

g) 会議に関する事項

- ・会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項などを規定します。
- ・地方自治法第２６０条の１３～１９の規定が適用されますのでご注意ください。

h) 資産に関する事項

- ・保有資産の構成、取得、処分の方法などを規定します。
- ・地方自治法第２６０条の４の規定により、財産目録の作成が義務づけられています。
- ・会費の納入経費の支弁等及びこれらの管理方法等を定めてください。

(2) 認可を申請することについて総会を議決したことを証する書類

認可を申請することを決定した総会の議事録等の写しで、議長と議事録署名人の署名押印のあるもの。

(3) 構成員名簿

認可申請する地縁団体に加入している構成員個人の住所、氏名が記載されているもの。(世帯単位ではありませんのでご注意ください。)

当該区域の住民の相当数(概ね過半数以上)の構成員が必要です。

(4) 認可申請する地縁団体の事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等、良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な活動を行っていることを記載した書類

(5) 申請者が代表者であることを証する書類

代表者となることを承諾したことを記載した書類(承諾書)で、本人の署名・捺印のあるもの。

(6) その他

区域の境界線がはっきりしない場合や町名だけでは判断できない場合などがあるときは、隣接する自治会等との区域境を確認したことを証する書類(両代表者の署名・捺印のある覚書)を提出してください。

5. 申請にあたっての注意点

(1) 認可申請にあたっては、必ず総会を開催し、認可申請の可否だけでなく、規約の整備、代表者の決定、区域の確定等についても審議してください。

(2) 規約については必ず見直しを行い、認可要件に合致するよう、必要に応じて改正をしてください。

※総会を開催する前に、必ず、地域環境部協働のまちづくり推進室(市役所4階・☎0595-63-7484)にご相談ください。

6. 認可告示及びその後の手続き等

(1) 認可告示及び認可通知

認可申請の受理後、内部審査を経て地縁団体の認可を決定し、告示(公の場に概要を書面掲示)します。認可申請された団体には、認可の決定後、指令書を通知します。

[告示事項]

ア名称

イ規約に定める目的

ウ区域

エ主たる事務所の所在地

オ代表者の氏名及び住所

カ裁判所による職務代行者の選任の有無等

キ裁判所による特別代理人の選任の有無等

ク規約に規定する解散事由

ケ認可年月日

告示後、市では、認可した地縁団体の地縁団体台帳を作成し、以後、解散又は認可取消しの処分をされない限り、永久に保存します。

令和8年10月施行の改正地方自治法により、代表者等の住所を告示しないことが原則化され、証明書（台帳の写し）でも町字より下位の住所が非表示となります。

令和8年9月30日まで：代表者住所 名張市鴻之台1番町1番地

令和8年10月1日から：代表者住所 名張市鴻之台1番町

(2) 証明書の交付

証明書は証明書交付申請書（別紙2）による請求に基づき交付します。

証明書の手数料は1通300円です。

(3) 法人登記

認可地縁団体としての法人登記は、市長が行う告示をもってこれに代えることとなりますので、法務局への法人登記は必要ありません。なお、この告示があるまでは、地縁団体として認可されたことをもって第三者に対抗することはできませんのでご注意ください。

(4) 不動産登記

認可地縁団体の保有資産の登記は、市長の発行する証明書を添付し申請することになりますが、その他必要な書類等、詳細は津地方法務局伊賀支局（伊賀市服部町三丁目117番地1・☎0595-21-0804（代表））にご確認ください。

(5) 各種税金関係

地域の共同活動のためでも、物品の販売、不動産の貸付などの収益事業を行えば、その収益事業による所得に対しては課税されます。（法人税）

個人名義から地縁団体の名義に変更する際に、贈与税がかかる場合があります。詳細はそれぞれの機関にお問い合わせください。

7. 認可地縁団体の義務

(1) 認可された地縁団体は、告示事項（参照：3ページ[告示事項]）を変更した場合は、市長へ届け出なければなりません。（「告示事項変更届出書」（別紙3））

(2) 規約を変更した場合は、市長へ申請を行い、認可を受けなければなりません。（「規約変更認可申請書」（別紙4））

(3) 設立時及び毎年（年度）初3か月以内に財産目録を作成し、主たる事務所に据え置かなければなりません。

(4) 構成員名簿を据え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければなりません。

(5) 解散等をした場合は、市長へ届け出なければなりません。

何らかの理由により、認可地縁団体である基礎的コミュニティ（区・自治会）等を分割したり、他の団体と合併したりするような場合は、地方自治法上解散の扱いになり、地方自治法に定められた手続が必要になります。認可地縁団体となっている基礎的コミュニティ（区・自治会）等を解散する必要がある場合は、必ず地域環境部協働のまちづくり推進室にご相談ください。

8. 印鑑の登録

認可地縁団体は、不動産等の登記に必要な印鑑を登録することができます。登録できる印鑑数は、1 認可地縁団体につき 1 個です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、登録できません。

- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印影の大きさが 1 辺の長さ 30 ミリメートルの正方形に収まらないもの又は 1 辺の長さ 8 ミリメートルの正方形に収まるもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・その他登録を受けようとする団体印鑑として適当でないもの

(1) 印鑑登録

①登録手続きができる人

- ・認可地縁団体の代表者
- ・代表者以外の場合（代理人）は、委任状が必要になります。

②登録申請

登録手続きに必要なものは、下記のとおりです。

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書（別紙 5）
- ・登録しようとする認可地縁団体印鑑（以下「団体印鑑」という。）
- ・代表者個人の実印、代表者個人の印鑑登録証明書

(2) 印鑑登録証明書の発行

① 交付申請

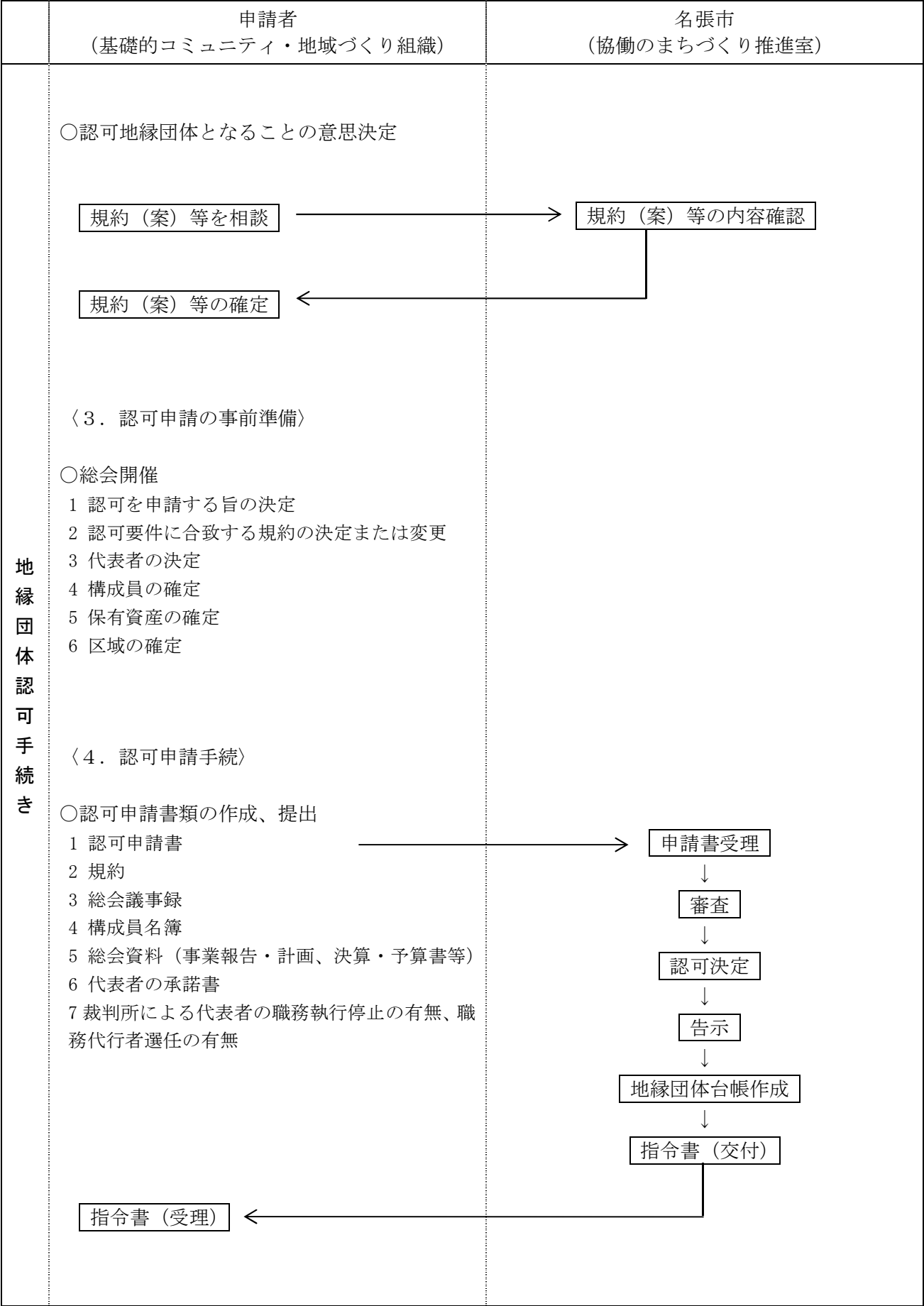
この証明書は登録した本人（代表者等）もしくは代理人（委任状要）以外は請求できません。申請に必要なものは、下記のとおりです。手数料は 1 通 300 円です。

- ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（別紙 6）
- ・団体印鑑（登録印鑑）
- ・代表者個人の認印

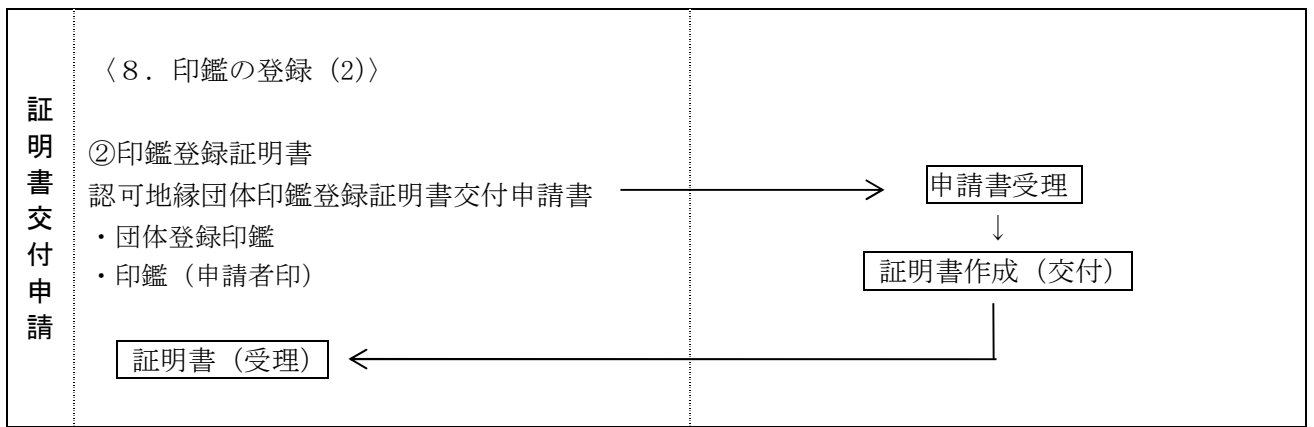
②証明内容

- ・団体印鑑の印影
- ・認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
- ・代表者の資格、氏名及び生年月日

地縁団体の認可手続きの流れ



印鑑の登録	〈8. 印鑑の登録〉 ○認可地縁団体印鑑登録申請書の提出 〈登録完了〉	<pre> graph TD A[申請書受理・内容確認] --> B[印鑑登録原票の作成 (原票へ押印)] B --> C[〈登録完了〉] </pre>
告示事項変更手続き	〈7. 認可地縁団体の義務 (1)〉 ○告示事項変更届出書の提出 ・総会議事録 (代表者変更の場合は承諾書も必要です) 〈手続き完了〉	<pre> graph TD A[届出書受理・審査] --> B[認可] B --> C[告示] C --> D[地縁団体台帳修正] </pre>
規約変更手続き	〈7. 認可地縁団体の義務 (2)〉 ○規約変更認可申請書の提出 ・規約 (変更内容がわかるもの) ・規約変更理由を記載した書類 (総会資料等) ・総会議事録 〈手続き完了〉	<pre> graph TD A[申請書受理・審査] --> B[認可] B --> C["(内容によって地縁団体台帳修正)"] </pre>
証明書交付申請	〈6. 認可告示及びその後の手続き等 (2)〉 ① 地縁団体台帳の写し 証明書交付申請書の提出 ・印鑑 (申請者印) 証明書 (受理)	<pre> graph TD A[申請書受理] --> B[証明書作成 (交付)] B --> C[証明書 (受理)] </pre>



(別紙 1)
年 月 日

名張市長 宛

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1. 規 約
2. 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3. 構成員の名簿
4. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
5. 申請者が代表者であることを証する書類

(別紙2)
年 月 日

名張市長 宛

住 所

氏 名

証 明 書 交 付 申 請 書

次のとおり、認可地縁団体の告示事項について証明書の交付を受けたい
ので、地方自治法第260条の2第12項の規定により申請します。

1 請求にかかる団体の名称

2 請求にかかる団体の事務所の所在地

3 証明書交付請求数 通

名張市長 宛

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

年 月 日

3 変更の理由

(別紙 4)

年 月 日

名張市長 宛

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(別紙 5)

認可地縁団体印鑑登録申請書

名張市長

宛

年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	(資格)	()	生 年 月 日	年 月 日
	氏名	印		
住所				

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 ☐ 本人 住所

☐ 代理人 氏名

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出して下さい。
- 3 氏名の次には当市において登録されている個人の印鑑を押印して下さい。
- 4 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載して下さい。

(別紙6)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

名張市長

宛

年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	(資格) 氏名	(印	生 年 月 日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 枚の交付を申請します。

申請者 ☐ 本人 住所
☐ 代理人 氏名

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載して下さい。

〇〇区（自治会）規約（会則） 【参考例】

※ 地方自治法上、規約・会則などの名称についての制約はありません。

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、〇〇区（自治会）（以下、「本会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本会の主たる事務所は名張市〇〇町〇〇番地におく。

＊ 集会所所在地など

＊ 「会長の自宅に置く」とすることもできます。

（区域）

第3条 本会の区域は、名張市〇〇町〇〇番地から◇◇番地までの区域とする。

（又は、名張市〇〇町区全域とする。）

（目的）

第4条 本会は、会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とし、次の事業を行う。

（1）会員相互の親睦に関する事

（2）清掃・美化等地域内の環境整備に関する事

（3）防災防犯に関する事

（4）住民相互の連絡、広報に関する事

（5）共同施設の維持管理に関する事

（6）……………（など、事業をできるだけ具体的に明記する）

第2章 会 員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

（1）第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

（2）本人から別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

＊ 区域に住所を有するものは全て会員になれること、正当な理由なく入会を拒むことができないことを必ず明記しなければなりません。

＊ 会員の条件に、区域内に住所を有すること以外（年齢制限など）を設けてはいけません。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他役員 〇人 (会計、書記、理事など)
- (4) 監事 〇人

* 会長(代表者)は1人を必ず選出します。〈地方自治法第260条の5〉

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事は、会長、副会長及びその他の役員と相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

* 代表権の制限等については、地方自治法第260条の6から第260条の10に規定されています。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順によって、その職務を代行する。

3 会計は本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 書記は本会の庶務を分担し、本会運営に関する記録を担当する。

5 理事は本会の単位組織を代表し、役員会においてその権利を行使し、会務を分担し、会員相互の連絡、調整に当たる。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

* 監事の職務については、地方自治法第260条の12に規定されています。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第15条 総会は、この規約(会則)に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を審議し、議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。

(3) 第11条6項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

* 地方自治法第260条の15の規定により、少なくとも5日前までには通知する必要があります。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約(会則)に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

(書面表決権)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条、及び第23条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは、「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約(会則)の変更)

第36条 この規約(会則)は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得、かつ、名張市長の認可を受けなければ変更することはできない。

* 地方自治法第260条の3の規定により、原則として総構成員の4分の3以上の同意が必要です。ただし、規約(会則)に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

* 規約の変更は、市長の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第38条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、名張市長の認可を受けなければ合併することはできない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のとき有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

* 地方自治法第260条の31に規定されています。

* 残余財産の処分について、「会員による投票において、最多票を獲得した本会と類似の目的を有する団体に寄与する」としてもかまいません。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の主たる事務所には、規約(会則)、会員名簿、認可及び登記簿等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 この規約(会則)の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会で別に定める。

附則

1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇年〇月〇日までとする。

総 会 議 事 録

1. 日時

令和 年 月 日 時 分開会 時 分閉会

2. 場所

名張市〇〇町〇〇番地 ◇◇◇◇集会所

3. 会員の出欠

出席者（委任状による出席者も含む） _____人

欠席者 _____人

4. 議案

(1) 第〇号議案 地縁による団体の認可申請について

(2) 第〇号議案 規約（会則）の制定について

(3) 第〇号議案 代表者の決定について

(4) 第〇号議案 構成員の確定について

(5) 第〇号議案 保有財産の確定について

5. 議長の選出（規約（会則）に基づき選出）

規約（会則）第〇条により、☆☆☆☆氏を議長に選任した。

6. 議事録署名人の選出

◆◆◆◆氏及び◇◇◇◇氏を議事録署名人に選出した。

7. 議事の審査概要（議決の状況）

(1) 第〇号議案の地縁による団体の認可申請については、出席者____人のうち、賛成____人、反対____人で、可決された。

(2) 第〇号議案の規約（会則）の制定については、……………

以上の議事録は、総会議事内容に相違ないことを証明する。（署名）

令和	年	月	日	議長	☆☆☆☆
				議事録署名人	◆◆◆◆
				議事録署名人	◇◇◇◇

承 諾 書

私は、地方自治法第260条の2第11項に規定する地縁による
 団体の告示事項変更届出にあたり、令和 年 月 日開催の
 _____ 総会の議決に従い、_____ の
 代表者となることを承諾致します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

(自署の場合は押印不要)

生年月日

年 月 日

令和 年度収支決算書（予算書も同様式）

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

【収入の部】 (単位：円)

項 目	金 額	説 明
区費		区（自治会）費徴収額（〇〇世帯）
雑収入		預金利息
繰越金		前年度より
：		
：		
計		

【支出の部】

項 目	金 額	説 明
会議費		通常総会、役員会、その他
事務費		事務用品費、印刷及びコピー代
消耗品費		防犯灯電球
分担費		〇〇分担費、各種募金
修繕費		集会所エアコン修繕
助成金		区内各種団体助成金
研修費		研修会講師謝礼
光熱水費		電気、水道、ガス、灯油代
通信費		会議開催通知はがき代、電話代（集会所）
損害保険料		集会所火災保険料
事業費		◎◎まつり、区民運動会費
：		
：		
計		

認可地縁団体に関するよくある質問

Q 1 認可地縁団体とは何ですか。

区や自治会等は「権利なき社団」と位置づけられ、法人格を取得することができなかったため、集会所等の施設(財産)を所有している場合、団体名義で不動産登記をすることができませんでした。そのため、登記の名義を代表者個人や共有名義としなければならなかったことにより、名義変更や相続などの財産上の問題が生じることがありました。

このような問題を解決するために、平成3年に地方自治法の一部改正により、一定の要件に該当する場合は、市長の認可を受ければ法人格を取得できるようになり、不動産等を区や自治会の名義で登記ができるようになりました。

このように、区や自治会等の集会所等の施設を当該団体名義で不動産登記ができるようにするために、法人格を取得した区や自治会等を「認可地縁団体」といいます。

Q 2 認可地縁団体になることで、どのような権利が付与されますか。また、どのような義務が発生しますか。

区や自治会等の名義で不動産登記ができるようになり、財産上の問題等の発生を未然に防ぐことができます。さらに、規約に定める範囲内で権利能力を持つことができ、コミュニティビジネスを行う際の契約は法人で行い、会長等の個人的責任を負うことがなくなります。

ただし、運営方法や各種届出について法律に基づいて各種の手続きが定められているため、手続きが厳格になります。代表者等告示内容に変更があった場合は、遅滞なく届け出ることとされています。また、規約の変更には市長の認可が必要になります。

Q 3 認可地縁団体になると、市の指揮監督下に置かれることになるのですか。

市は、区・自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。したがって、認可後であっても、従来からの区・自治会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、市の行政権限を分担したり、市の下部組織とみなされたりすることはありません。

Q 4 不動産等を保有していなくても、認可の対象となりますか。

従来は、保有資産目録又は保有予定資産目録に基づき、団体が不動産等を保有していること又は保有する予定があることを確認する必要がありましたが、認可地縁団体の認可の目的について不動産等の保有を前提としないものに見直され、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市区町村長の認可を受けることができるものとされました。(法第 260 条の 2 第 1 項)

Q 5 個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。また、表決権を世帯単位で一票とすることはできませんか。

認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることになっており、世帯でとらえることはできません。したがって、会員は各々一個の表決権を有することとなります。

Q 6 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を

有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。したがって、未成年者等行為無能力者であることをもって構成員から除外することはできません。

なお、未成年者等行為無能力者の表決権の行使にあたっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要することとなります。

Q 7 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、例えば、生まれたばかりの子どもも記載する必要がありますか。

地方自治法上での構成員とは、自然人たる住民個人であり、性別、年齢等を問わないものとされています。つまり、構成員は世帯でとらえるものではなく、構成員であれば、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。

なお、地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができますが、全ての住民が構成員でなければ認可されないことではなく、その相当数の者が構成員となっていれば認可されるものです。したがって、生まれたばかりの子どもについては、住民ですが名簿に記載しなければならないというものではありません。

Q 8 構成員には法人は含まれないとされていますが、なぜ法人は含まれないのですか。

次の理由により、法人は構成員となり得ないとされています。

- ① 団体の意思決定のための表決権を行使するためには、それぞれの意思を表明する必要がありますが、法人等の一組織にすぎない事業所等は本来意思表示ができないこと。
- ② 地域社会における近隣関係の中心は、やはり活動の主体である人と人とのつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては第二次的な参加者にすぎないと考えられること。

なお、法人等については、団体の意思決定への参加や直接の活動は行われないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられます。

Q 9 現に構成員となっている者の「相当数」とはどれくらいをいうのですか。

一般的には当該区域の住民の「過半数」が構成員となっている場合には、概ねこの要件を満たすものと考えられます。

Q10 規約において、代表者及びその他の役員で構成する役員会を設け、一定事項の決定を役員会で処理することは可能でしょうか。

総会は当該団体についての最高意思決定機関であり、役員会等の機関によって代替することはできず、本来あらゆる事項は総会で決定されるべきものです。

しかし、規約の変更等の重要事項を除き、総会での同意を前提に、一定の事項を役員に委任することは可能です。なお、この場合にはその旨を規約に明記しておく必要があります。

Q11 総会を書面又は電磁的方法のみによる開催とすることはできますか。

書面又は電磁的方法のみによる総会の開催については2つの方法があります。1つは、地方自治法第260条の19の2第1項に基づく方法で、①本来であれば総会において決議すべき事項について総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことについて会員に確認し、全員の承諾が得られた場合には、総会を開催せずに、②決議事項について

の賛否を問い、書面又は電磁的方法により決議を行うことになります。なお、この場合には、通常どおりの決議要件が適用されます。もう 1 つは、同条第2項に基づく方法で、本来であれば総会における決議事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があり、当該決議事項について会員全員の賛成の意思が確認できた場合には、当該合意をもって書面又は電磁的方法による決議があったものとみなされます。前者の場合には計2回会員の意思を確認する必要があるのに対して、後者の場合は、1回の意思の確認で足りるという違いがありますが、その代わりとして、前者の場合は、通常の決議要件が適用されるため必ずしも全員の賛成がなくとも可決することができるのに対して、後者の場合は全員の賛成がなければ可決することができないという違いがあります。

Q12 電磁的方法による表決とは具体的には何を指しますか。

具体的には、電子メールなどによる送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法などが考えられます。

Q13 討議を含めた形での総会を開催する場合に、当該総会をオンライン形式のみで開催することは可能でしょうか。

総会に出席しない会員は書面又は電磁的方法による表決や委任による代理表決をすることが可能であり、そのような会員が相当数見込まれる状況においては、出席者が一堂に会するのと同様に、相互に議論できる環境であれば、Web会議、テレビ会議、電話会議などにより、総会を開催することも可能と解されます。この場合であっても、Web会議等ではなく、直接集まって意見を述べたい会員がいる場合、総会の場所を確保し、その機会を設けることは必要となります。

Q14 認可を受けようとする地縁団体の保有財産の一部に、神社の祠などがありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

地縁による団体はいわゆる公共団体ではなく、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体ですので、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定(第20条第3項、第89条)との関係が生じることはありません。また、地方自治法においても特別の規定が設けられていないことから、神社の祠等も保有財産となりうるものです。

Q15 認可地縁団体が認可を取り消されるのは、具体的にどのような場合ですか。

認可地縁団体が、地方自治法第260条の2第2項に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、市長はその認可を取り消すことができるとされています。(同条第14項)

- ①認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的に変更したとき
- ②認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、脅迫等不正な手段により認可を受けたとき

Q16 税等の扱いはどのようになりますか。

法人に係る税金等には、次のようなものがあります。詳細はそれぞれの機関にお問い合わせください。

種類		内容	問合せ先
国 税	法人税	法人の所得に対して課税されます。(収益がなければ課税されない)	上野税務署 ☎0595-21-0950
	消費税	課税売上高が 1,000 万円を超えると課税されます。支払いは、1,000 万円を超えた年度の翌々年から納めることになります。	
	登録免許税	法務局で変更登記などをする場合にかかります。	
地 方 税	法人事業税	原則的に法人の所得に対して課税されます。(収益がなければ課税されない)	津総合県税事務所 ☎059-223-5028
	法人住民税	資本金などに応じて課税される「均等割」、法人税額に応じて課税される「法人税割」があります。	名張市役所課税室 ☎0595-63-7429
	固定資産税	固定資産(土地、家屋、償却資産)に対して課税されます。	名張市役所課税室 ☎0595-63-7437

※ 譲渡所得税や贈与税がかかる場合がありますので、税務署等にご相談ください。

地方自治法（抜粋）

発令：昭和22年4月17日法律第67号

最終改正：令和5年11月24日号外法律第73号

改正内容：令和5年11月24日号外法律第73号[令和5年11月24日]

〔地縁による団体〕

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

- ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
 - 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
 - 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。
 - 四 規約を定めていること。
- ③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
 - 一 目的
 - 二 名称
 - 三 区域
 - 四 主たる事務所の所在地
 - 五 構成員の資格に関する事項
 - 六 代表者に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 資産に関する事項
- ④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。
- ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
- ⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- ⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。

⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。

⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

〔規約の変更〕

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔財産目録及び構成員名簿〕

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

〔代表者〕

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

〔認可地縁団体の代表〕

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

〔代表者の代表権の制限〕

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

〔代表者の代理行為の委任〕

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔仮代表者〕

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

〔利益相反行為〕

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

〔監事〕

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

〔監事の職務〕

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

〔通常総会〕

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

〔臨時総会〕

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

- ② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

〔総会の招集〕

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

〔認可地縁団体の事務の執行〕

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

〔総会の決議事項〕

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔構成員の表決権〕

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- ② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
- ③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。
- ④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

〔表決権のない場合〕

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

〔総会の決議方法〕

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

- ② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

- ③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
- ④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

〔認可地縁団体の解散事由〕

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。
- 六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

〔解散の決議〕

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

- ② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

〔清算中の認可地縁団体の能力〕

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

〔清算人〕

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

〔裁判所による清算人の選任〕

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

〔清算人の解任〕

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

〔清算人の職務及び権限〕

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

- ② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

〔債権の申出の催告等〕

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- ② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

〔期限経過後の債権の申出〕

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

〔清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものとあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

〔残余財産の帰属〕

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

〔裁判所による監督〕

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

〔清算終了の届出〕

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔仮代表者の選任等に関する事件の管轄〕

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件

二 解散及び清算の監督に関する事件

三 清算人に関する事件

〔不服申立ての制限〕

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔裁判所の選任する清算人の報酬〕

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かななければならない。

〔検査役の選任〕

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、

当該清算人及び監事)」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

〔認可地縁団体の合併〕

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

〔合併の認可〕

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

〔合併の不服申立て〕

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔認可地縁団体設立の事務〕

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

〔消滅団体の権利事務の承継〕

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

〔合併の告示〕

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示

した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

- ⑤ 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

〔認可の取消〕

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。

二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。

- ② 前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

- ③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

- ④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

〔認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例〕

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足る資料を添付しなければならない。

一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。

三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。

四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

- ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

- ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当

該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

- ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

〔過料〕

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。